

太陽光発電施設の規制を強化します

条例の背景・目的

平成29年7月

「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」を施行

背景

再生可能エネルギーの導入を促進していますが、
太陽光発電施設の問題点が顕在化してきました。

○景観・眺望の阻害

○造成に伴う防災機能の低下

○設置計画の近隣への説明不足

○反射光による住環境の悪化

↓
条例施行後7年が経過
太陽光発電施設を取り巻く**環境の変化**
・パネル**崩落事故**への不安
・**生物多様性**への関心の高まり



令和6年10月

防災面、環境面を強化した改正条例を施行

改正のポイント

条例を強化し、良好な環境、安全な県民生活の確保を目指します。

許可制の導入

災害の危険性が高い森林における設置には、許可が必要となります。

関係法令の事前手続の義務付け

森林や環境に係る法律などの手続は、条例の届出・許可の前に手続が必要となります。

実効性の強化

立入検査・命令の追加や罰則を強化しました。



太陽光発電施設の設置例

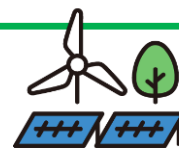
太陽光発電施設と地域環境との調和のために

■届出・許可の対象

- 事業区域の面積が5,000㎡以上の大規模な施設は**届出**が必要※
- 上記のうち、**民有林**※で3,000㎡を超える造成を行い設置する場合は**許可**が必要

※神戸市及び三田市（市街化調整区域）の区域は、市で条例を定めているため、本条例に基づく手続きは不要です。

※民有林とは、森林法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となっている民有林の区域をいいます。



■設置禁止区域

災害の発生するおそれが高い次の区域について、施設の設置を**禁止**します。

- **災害危険区域**（建築基準法）
- **地すべり防止区域**（地すべり等防止法）
- **急傾斜地崩壊危険区域**（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）
- **土砂災害特別警戒区域**（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）



■施設基準

施設を設置する場合は、県が定める次の事項に適合させなければなりません。

● 景観との調和に関する事項

斜面地や山頂部等の景観への配慮
法面の緑化や隣接地への遮蔽措置
色彩・材料の配慮
反射光への配慮 等

● 防災上の措置に関する事項

地盤の安定性・勾配
擁壁の設置・構造
法面の構造・保護
排水施設・調整池の設置 等

● 安全性の確保に関する事項

構造耐力上主要な部分の耐久性
地盤への定着
太陽電池モジュールの脱落等の防止 等

● 自然環境の保全に関する事項

緑地の保全
動植物の生息・生育環境の保全

● 廃止後において行う措置に関する事項

撤去時の廃棄物の処理
景観・防災上の措置 等

● その他の事項

騒音・振動の低減措置
適切な保守点検・維持管理 等

■指導、報告の徴収等

事業計画の届出等の際、施設基準に適合しないと認める場合等には、指導又は助言を、条例の施行に関し必要があると認める場合は、報告の徴収、立入検査、指導・命令等を行います。許可を受けず、又は虚偽の申請を行った場合等には、罰金の対象となります。

届出・許可の前に

■近隣関係者への説明

設置者は届出又は許可申請の前に、**近隣関係者への説明**が必要です。



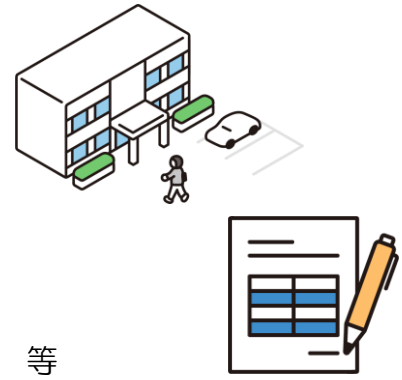
(近隣関係者とは)

- ・ 事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権を有する者
- ・ 上記土地に存する建築物について所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者
- ・ 地元自治会等に所属する関係住民
- ・ その他、知事があらかじめ市町長の意見を聴いて別に定める者

■関係法令の事前手続

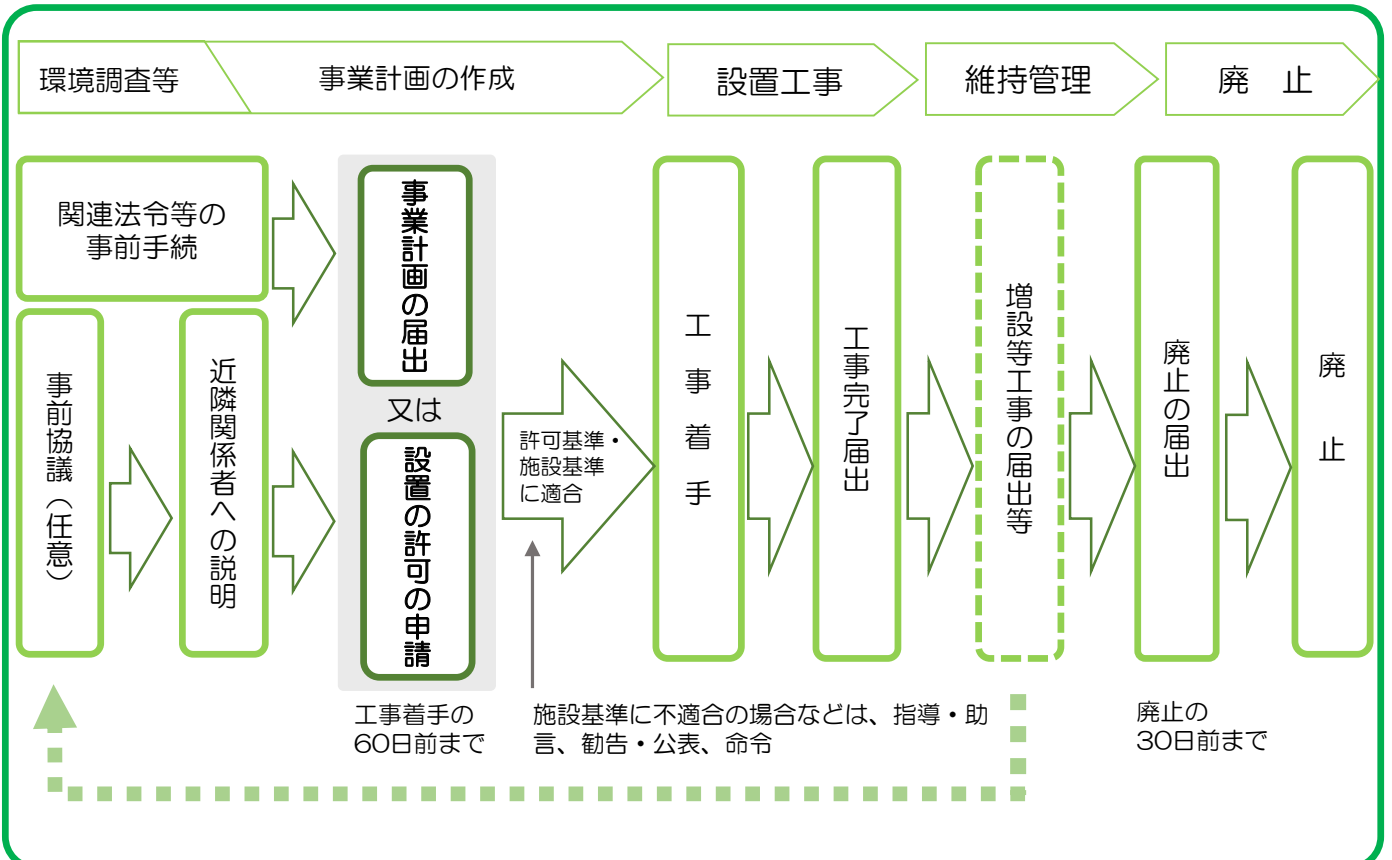
届出・許可の申請の前に、関係法令の手続が必要です。

- 森林法の許可の申請
- 宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の申請
- 都市計画法の許可の申請
- 環境影響評価法の準備書に関する公告、縦覧及び公表
- 砂防指定地管理条例の許可の申請



等

手続の流れ



よくある質問

Q1

自宅の隣の太陽光発電施設の設置について、どんな施設ができるのか、事前に説明は受けられますか。

A1

条例では、届出や許可の申請をする前に、太陽光発電施設の隣に土地を持つ方など、条例で定める範囲の近隣関係者に対し、事業計画の内容について説明を義務付けています。

Q2

近くに太陽光発電施設が設置されますが、安全なのか不安です。

A2

条例では、防災上の措置に関する事項や、施設の安全性に関する事項など、設置に関する基準（施設基準）を設けています。例えば、防災上の措置に関する事項では、地盤の安定性の確保や排水施設の設置等、森林法や盛土規制法に準じた基準を定めており、基準を満たすことを求めています。

Q3

建築物の屋根の上や、事業区域が5,000㎡未満の太陽光発電施設を設置する場合は、手続きが不要ですか。

A3

建築物の屋根上への設置は条例の対象外です。また、事業区域が5,000㎡未満の太陽光発電施設を設置する場合は、本条例による手続きは不要です。ただし、手続きが必要となる規模を引き下げている市町もあります。そのほか、市町が独自に定めた条例等による手続きが必要となる場合もあります。

Q4

条例について、もっと詳しく知りたいです。

A4

県のホームページに条例全文や条例を解説したマニュアル等を掲載していますので、QRコードからご確認ください。

(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks29/taiyoukoujourei.html>)

ご不明な点等がある場合には、下記の間合せ先にご連絡をお願いします。



その他（参考）

■太陽光発電設備に関する法律

太陽光発電設備に関して、以下の法律があります。

● FIT法（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法）

国により、FIT認定を受けた事業者は公表されています。

認定を受けた事業者は、法に基づく説明会開催等の措置が必要となります。詳しくは、QRコードからご確認ください。

(https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/index.html)

● 電気事業法

電気事業法により、太陽電池発電設備に関する技術基準が定められています。

詳しくは、QRコードからご確認ください。

(https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/taiyoudenchi.html)



兵庫県 まちづくり部 建築指導課 開発指導班

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁1号館12階

TEL：078-362-3646 FAX：078-362-4456

